



宮情公審査発第 7 号  
平成24年12月21日

宮代町長 庄司博光 様

宮代町情報公開・個人情報保護審査会

会長 栗田和美

公文書公開審査答申書

平成24年7月27日付け宮発第2020-1号ないし宮発第2020-4号  
「公文書公開審査諮問書」で諮問を受けた件について、審査の結果を別添のとおり答申します。

諮詢序：宮代町長

諮詢日：平成24年7月27日

答申日：平成24年12月21日

事件名：宮代町情報公開・個人情報保護審議会及び宮代町男女共同参画社会推進  
会議に関する情報公開処分決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

- (1) 異議申立の趣旨 (1) (3) (4) 各起案のうち、非公開とした決定は、妥当ではなく、公開とする。
- (2) 情報公開・個人情報保護審議会委員の電話番号、住所、平成23年度男女共同参画社会推進会議委員の住所、電話番号、生年月日、及び応募用紙男女共同参画社会推進会議の住所、生年月日、電話番号を各非公開とした決定は、妥当である。
- (3) 平成23年度宮代町男女共同参画推進会議にかかる応募者から提出された選考用の作文を非公開とした決定は、妥当である。
- (4) 宮代町情報公開・個人情報保護審議会の平成24年2月1日から3月9日までの期間に行われた委員の公募については、応募者が存在しなかったとした決定は妥当である。

### 2 異議申立の趣旨

異議申立人の平成24年5月17日付情報公開各異議申立ての趣旨は、同年5月10日付で宮代町長が行った下記の部分の非公開決定、ないしは不存在決定の各取り消しを求め、対象文書の公開を求めるものである。

- (1) 平成23年12月8日決裁に係る起案文書「宮代町情報公開・個人情報保護審議会委員の募集について」のうち、個人に関する部分（起案者名、室長

名、課長欄、室長欄、主幹欄、起案者欄、公開審査欄、文書主任欄、2か所の公募期間欄訂正、必要事項欄の2か所訂正、以上の担当職員の印影)

(2) 平成24年度宮代町情報公開・個人情報保護審議会委員名簿のうち、個人に関する部分（電話番号、住所）

(3) 平成23年5月2日決裁に係る起案文書「男女共同参画社会推進会議委員の公募について」のうち、個人に関する部分（起案者名、室長名、室長欄、主幹欄、主査欄、起案者欄、公開審査欄、文書主任欄、合議欄についての担当職員の印影）

(4) 平成23年7月1日決裁に係る起案文書「男女共同参画社会推進会議委員の委嘱について」のうち、個人に関する部分（起案者名、町長欄、副町長欄、課長欄、室長欄、主幹欄、主査欄、起案者欄、公開区分欄、公開審査欄、文書主任欄、無表題欄、公印使用承認欄についての担当職員の印影）

(5) 平成23年度男女共同参画社会推進会議委員名簿のうち、個人に関する部分（住所、電話番号、生年月日）

(6) 応募用紙男女共同参画社会推進会議と題する文書のうち、個人に関する部分（住所、生年月日、電話番号）

(7) 平成23年度「男女共同参画社会推進会議」に係る「応募者から提出された選考用の作文」

(8) 「宮代町情報公開・個人情報保護審議会」に係る直近の「応募者から提出された選考用作文」は不存在とされた

(9) 「宮代町情報公開・個人情報保護審議会」に係る直近の「応募者から提出された選考用作文」は不存在とされた

### 3 異議申立人の主張の要旨

(1) 前記（1）ないし（6）は、実施機関は、非公開とした理由の提示義務があるところ、同義務が全くされておらず、これは提示義務について懈怠があ

る。

- (2) 前記（7）は、上記理由に加え、宮代町情報公開条例第7条第1項第2号本文後段に該当しない。
- (3) 前記（8）については、（1）の理由に加え、公開対象文書の特定の誤りを理由とする。
- (4) 前記（9）については、公開対象文書の特定の誤りを理由とする。

#### 4 実施機関の主張の要旨

- (1) 2項（1）（3）（4）について

①本件公文書中、非公開とした印影は、職員個人が使用している印鑑の印影であり、宮代町情報公開条例第7条第1項第2号に規定する個人情報に該当する。

②上記印影を公開することにより偽造等による不正使用の恐れがあることから非公開とすべき情報である。

- (2) 2項（2）（5）（6）について

宮代町情報公開・個人情報保護審議会委員の電話番号、住所、生年月日、平成23年度男女共同参画社会推進会議委員名簿の住所、電話番号、生年月日、及び、応募用紙男女共同参画社会推進会議と題する文書の住所、生年月日、電話番号は、特定の個人を識別することができる個人情報として宮代町情報公開条例第7条第1項第2号に該当する。

- (3) 2項（7）について

公開対象文書のうち、非公開とした個人情報にかかる部分については、宮代町情報公開条例第7条第1項第2号の個人情報に該当する。また、宮代町男女共同参画社会推進会議の応募者から提出のあった作文については、宮代町情報公開条例7条第1項2号に該当する個人の思想信条に関する情報であるため非公開とする。

#### (4) 2項 (8) (9)について

平成24年2月1日から同年3月9日までに行った「宮代町情報公開・個人情報保護審議会委員の募集について」、該当する公文書をその対象としたが、応募者から提出のあった作文については、応募者がいなかつたことから、不存在とした。

### 5 審査会の判断

(1) 宮代町情報公開条例（以下「本情報公開条例」という。）は、第7条において「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定している。

(2) そして、除外されるべき非公開情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの。」を挙げ、この個人情報の内、例外として同条第2号ウに「当該個人が公務員（国家公務法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）」としている。

(3) すなわち、本情報公開条例は、「個人情報」について非公開情報としつつも、公務員の職務遂行に係る情報は、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容にかかる部分の情報は、当該公務員の権利利益を不当に害する恐れがある場合以外は、公開とするとしている。

(4) 本件対象文書のうち、各起案では、各起案欄の起案者名と職員の印影欄が、実施機関によって個人情報であること、公開することによって偽造等による不正使用の恐れがあるとして非公開とされている。

(5) しかし、起案欄の起案者名は、単なる担当職員の氏名であり、起案文書は、公務員の職務遂行に係る情報である。この情報が公開されることによって、当該公務員の権利利益を不当に害する恐れがあるとは言えない。

通常、公にすることにより当該公務員の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合とは、①当該公務員個人に直接、脅迫などの圧力が加えられる又は監視される等私生活の侵害がなされるおそれがある情報（実施前時点における検査、取り締まり等の担当者名など一本情報公開条例第7条第4号公共安全情報）、当該公務員又は家族に危害が加えられたり、不当な嫌がらせがなされる恐れのある情報（強制代執行等の担当者名で、テロ等の標的となるおそれがあるときなど、一本情報公開条例第7条第4号公共安全情報）、事実に基づかない苦情や中傷、その他分限懲戒に関する情報が該当する。非公開とする場合には、上記事例と同程度の恐れが存する場合である。

(6) 非公開とされた職員の印影部分については、議論のあるところである。

印影部分は、担当職員の名が明らかであり、起案と一体となっており、職務遂行に係る情報でもある。担当職員名は、(5)と同じ理由により、公開情報と考える。実施機関の主張するように、個人情報であることから非公開情報であるとは一概に言えない。これは、印影が個人のものであることから、そのように主張すると思われるが、起案文書の印影は、公務員が職務の遂行のため、公務のため押捺されたものである。

最高裁判所平成15年11月11日判決は、公務員の職務遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、「個人情報」ではないとされている。さらに、印影について、最高裁平成15年11月21日判決では、出勤を示す地方公務員の印影は、公務に関する情報であるとして公開としている。

(7) 他方、実施機関の主張する公開されることによって偽造等の不正使用の恐れの存在も指摘されている。問題は、印影部分を公開することによって、偽造等による不正利用の恐れのため当該公務員の利益を不当に害するかどうかである。偽造等による不正の恐れは、単に抽象的なものでなく情報公開の原則から具体的に存しなければならないと解する。  
もともと本情報公開条例は、公開を受けた情報の適正利用を課している（本情報公開条例第4条）。

公開を認めた上記最高裁の出勤簿の印影との本件起案文書の印影についての差異は見当たらない。

従って、当該起案文書全体は、本情報公開条例第7条第1項第2号ウに該当し、当該起案文書の印影部分は、公開とすることとした。

(8) 次に宮代町情報公開・個人情報保護審議会委員の電話番号、住所、及び男女共同参画社会推進会議委員の各名簿のうち、住所、電話、生年月日については、本情報公開条例第7条第1項第2号の個人情報に該当することは明らかである。

また、応募用紙男女共同参画社会推進会議のうち、非公開とされた部分も同様である。

(9) 宮代町男女共同参画社会推進会議委員公募に係る応募作文が、本情報公開条例第7条第1項第2号の個人情報に該当するかどうかである。この条項の予定する「個人情報ないし個人識別情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の「個人に関する

る情報」であり、その情報が氏名や肩書きなどと組み合わせることによって「特定の個人を識別することができる情報」とされている。

(10) 宮代町男女共同参画社会推進会議委員は、男女共同参画社会推進のため、

①セミナーの企画や②情報紙の企画、編集を行うなどの活動をするもので、応募作文は、男女共同参画推進社会実現に向けての応募者自身の思い、決意、考え、アイデア等をまとめたものである。従って、作文は、応募者の思想、信条、考えが記載されていることから、個人情報と言える。

(11) 一方、上記作文を公募し、そのうえで委員に委嘱することは、男女共同参画社会推進という行政目的実現に向けての政策であり、行政の透明性・公平性という住民の重要な権利を確保する見地も忘れてはならない。

この考え方からすると上記作文に対する個人情報としての保護は、行政の透明性・公平の観点から、後退すべきであるとも考えられる。

(12) もとより、募集要項に応募作文は情報公開が予定されていると告知している場合は、本情報公開条例第7条第1項第2号アの公にすることが予定されている情報といえる。この場合は、公開は問題ない。

(13) 本件は、上記告知はされていない。

そこで、検討するに応募作文には、応募者の意見、信条、理念等が記述され、公開されることを前提として応募されている事実はないこと、応募者も公開されることは予測していないことからすれば、行政の公平性・透明性という重要な住民の権利を考慮してもなお、個人情報の保護は優先されるべきであると考える。

以上から、非公開とした決定は妥当である。

(14) 「宮代町情報公開・個人情報保護審議会」に係る応募者から提出された選考用作文の存在について、直近のそれを請求されたことから、この直近を平成24年2月1日から3月9日までの応募文書と解し、不存在とした点であるが、実施機関は、情報公開について、請求人に対し、文書の特定につい

てできるだけ丁寧な対応をすべきであり、請求人が直近のものを求めたときに、直近とは何か、その文書がない場合には、さらにさかのぼるのかは、釈明をするのが妥当な対処と考える。この点について、本件では、不明であるが、上記期間では、文書は不存在であることから、結論としては、妥当である。

(15) よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理の経過

平成24年 7月27日 処分庁が、宮代町情報公開条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき当審査会に諮問した。

平成24年 8月 6日 第1回宮代町情報公開・個人情報保護審査会を開く。

処分庁が、当審査会に対し「理由説明」を行った。

平成24年 8月24日 第2回宮代町情報公開・個人情報保護審査会を開く。

申立人が、当審査会で口頭意見陳述を行った。

平成24年11月 8日 第4回宮代町情報公開・個人情報保護審査会を開く。

平成24年12月21日 諮問庁に対して答申する。

## 7 答申に関与した委員

会長 栗田和美

委員 藤田則夫

委員 戸田加代子